

○石巻市障害者地域生活支援事業のサービス提供事業者の指定に関する基準

平成18年9月29日告示第316号

改正

平成19年3月29日告示第111号

平成19年9月28日告示第280号

平成25年3月31日告示第110号

平成27年2月24日告示第45号

平成28年3月30日告示第105号

平成28年12月26日告示第419号

石巻市障害者地域生活支援事業のサービス提供事業者の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）を提供することができ、かつ、適切な事業運営を行うことができる事業者の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において用いる用語の例によるほか、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 第3条各号の事業のサービス（以下「サービス」という。）を利用する障害者等をいう。
- (2) 指定事業者 サービスを提供することができ、かつ、適切な事業運営を行うことができる事業者であると第6条の規定により市長が認める社会福祉法人その他の法人
- (3) 基準該当生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第94条に規定する基準該当生活介護をいう。

(指定事業者を登録する地域生活支援事業)

第3条 石巻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年石巻市規則第81号）第31条各号の事業のうち、指定事業者を登録する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 移動支援事業
- (2) 地域活動支援センター事業
- (3) 訪問入浴サービス事業
- (4) 日中一時支援事業

(事業運営の基準)

第4条 事業運営の基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要綱の規定による事業の内容、サービスを受けることのできる障害者等（以下「対象者」という。）、サービス提供をする事業者の遵守事項等及び次項に定める規定によるものとする。

- (1) 移動支援事業 石巻市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年石巻市告示第308号。以下「移動支援実施要綱」という。）
- (2) 地域活動支援センター事業 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年石巻市告示第309号。以下「活動支援センター実施要綱」という。）
- (3) 訪問入浴サービス事業 石巻市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年石巻市告示第313号。以下「訪問入浴実施要綱」という。）
- (4) 日中一時支援事業 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成18年石巻市告示第310号。以下「日中一時支援実施要綱」という。）

2 指定事業者又は指定事業者が経営する事業所のうち、第6条の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、前項各号の実施要綱のほか、当該各号の事業に共通の事業運営基準として、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、前項各号の実施要綱と重複する事項がある場合は、当該実施要綱の規定による。

- (1) 指定事業者は、サービスを利用しようとする障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービス提供の開始に際しては、事前に利用申込者（サービス利用の申込みをしようとする障害者等、保護者等をいう。）に対し、次項に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、その内容を説明し、サービス提供の開始に当たり利用申込者の同意を得なければならない。
- (2) 指定事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、対象者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
- (3) 指定事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- (4) 指定事業者は、サービスの利用について、市又は法に基づく指定相談支援事業者から行われる斡旋、調整又は要請にできる限り協力しなければならない。
- (5) 指定事業者は、登録事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、他の適当なサービス提供事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。
- (6) 指定事業者は、サービス提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は支給決定通知書によって、支給決定の有無、支給決定期間の有効期間、支給量等を確認するものとする。
- (7) 指定事業者は、サービスの支給決定を受けていない対象者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援事業給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- (8) 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況等を把握するとともに、個別支

援計画等に基づくサービス提供に努めなければならない。

- (9) 指定事業者は、提供しているサービス以外のサービス又は法に基づく障害福祉サービスを利用者が併用する場合は、他のサービスを提供している事業者との密接な連携に努めなければならない。
  - (10) 指定事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者、保護者等（以下これらを「利用者等」という。）から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
  - (11) 指定事業者は、サービスを提供した際は、当該サービス提供の日、サービス提供の内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。
  - (12) 指定事業者が、利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
  - (13) 前号の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について、書類によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次号の支払については、この限りでない。
  - (14) 指定事業者は、サービスを提供した際は、前項各号の実施要綱に定めるサービス提供に要する費用の負担の規定に基づき、利用者等から当該サービス提供に伴う利用者負担相当額の支払を受けるものとする。
  - (15) サービスを提供した指定事業者が、サービスを利用した支給決定障害者等に代わり、地域生活支援事業給付費を受領する場合は、利用契約書にその旨を明記し、又は当該代理受領に関し、書類による委任を受けなければならない。
  - (16) 前号の規定により地域生活支援事業給付費の受領委任を受け、又はその旨を利用契約書に明記している場合において、指定事業者がサービスを提供したときは、同一月にサービスを提供した実績を、サービスを提供した登録事業所ごと、かつ、障害者等ごとに整理し、所管する登録事業所におけるサービスすべてについて取りまとめ、指定事業者としてサービスごと一括して市に地域生活支援事業給付費を請求するものとする。
  - (17) 指定事業者は、地域生活支援事業給付費の代理受領をした場合において、支給決定障害者等の求めがあったときは、当該地域生活支援事業給付費の額を当該支給決定障害者等に通知するものとする。
- 3 指定事業者は、登録事業所ごとに、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) サービスの内容及び支給決定障害者等から受領する費用及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は当該障害の種類
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項
- (人員、設備等の基準)

第5条 事業の実施に必要な人員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援事業の人員は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところによる。
  - ア 個別移動支援（移動支援実施要綱第4条第1項第1号の事業） 対象者1人につき1人以上の従業者によりサービスを提供すること。
  - イ グループ移動支援（移動支援実施要綱第4条第1項第2号の事業） 対象者4人までは1人以上の従業者、対象者が4人を超え8人までは2人以上の従業者、以後対象者が4人又は端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者によりサービスを提供すること。
  - ウ 登録事業所に配置する職員 専任かつ常勤の管理者1人（業務に支障のない範囲での兼務を可とする。）及びサービス提供責任者1人以上を配置すること。
- (2) 地域活動支援センター事業の人員は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条の規定によるほか、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところによる。
  - ア 基礎的事業（活動支援センター実施要綱第4条第1号の事業） 1人以上の従業者によりサービスを提供すること。
  - イ 機能強化事業（活動支援センター実施要綱第4条第2号の事業） 活動支援センター実施要綱第6条第1項各号に掲げる地域活動支援センターの類型に応じ、必要な従業者数（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日厚生労働省障発第0801002号援護局障害保健福祉部長通知）別紙1地域生活支援事業実施要綱別記で示される職員配置による。）によりサービスを提供すること。
  - ウ 送迎支援（活動支援センター実施要綱第4条第3号の事業） 送迎車両の運転者を含め、1人以上の従業者によりサービスを提供すること。
- (3) 訪問入浴サービス事業の人員は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところによる。
  - ア 入浴の介助等（訪問入浴実施要綱第5条第2号の入浴の介助） 入浴の介助及び浴槽と居宅との対象者の移動については、2人以上の従業者によりサービスを提供すること。
  - イ ア以外のサービス（訪問入浴実施要綱第5条第1号、第3号から第5号のサービス） 1人以上の従業者（うち1人は看護師又は准看護師）によりサービスを提供すること。
  - ウ 登録事業所に配置する職員 専任かつ常勤の管理者1人（業務に支障のない範囲

での兼務を可とする。)のほか必要な職員を配置すること。

(4) 日中一時支援事業の人員は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるところによる。

ア 日中一時支援(日中一時支援実施要綱第4条第1号のサービス) 対象者5人までは1人以上の従業者、対象者が5人を超え10人までは2人以上の従業者とし、以後対象者が5人又は端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者によりサービスを提供すること。

イ 送迎支援(日中一時支援実施要綱第4条第2号のサービス) 送迎車両の運転者を含め、1人以上の従業者によりサービスを提供すること。

ウ 登録事業所に配置する職員 専任かつ常勤の管理者1人(業務に支障のない範囲での兼務を可とする。)のほか必要な職員を配置すること。

2 事業の実施に必要な設備等の基準は、次に掲げるところによるほか、第3条各号に掲げる事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け(専用区画を必要としない事業を除く。)、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(1) 地域活動支援センターの規模及び設備の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第7条及び第8条の規定によること。

(2) 日中一時支援事業においては、日常生活、社会適応訓練等を行うために必要な広さの区画を有し、食堂その他必要な設備、備品等を有すること。

(3) 訪問入浴サービス事業に用いる訪問入浴車の仕様は、住宅密集地等においても浴槽の搬入等により訪問入浴サービスが可能であり、洗髪時の汚水が浴槽に混入しないものであり、衛生上優れた仕様であること。

(指定事業者の登録等)

第6条 市長は、サービスを提供する事業者が、前2条の規定に基づく基準(以下「サービスの事業等基準」という。)を満たし、これらの基準に従って当該事業を継続的に運営することができることを認めるときは、当該事業者を第3条各号の事業を提供することのできる指定事業者(次条の規定により市長に提出する様式第1号、様式第1号の2に記載された登録事業所を含む。)として登録又は登録の更新(以下「登録等」という。)をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、指定事業者としての登録等を受けようとする次の各号に掲げる事業者が、当該各号に掲げる障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを提供できる事業者(以下「法定サービス提供事業者」という。)として、当該登録等の申請日までに指定されていないときは、当該事業者を指定事業者として登録しないものとする。

(1) 地域活動支援センター事業を実施する事業者 就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労移行支援

(2) 日中一時支援事業を実施する事業者 生活介護、基準該当生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービス

3 第1項の指定事業者の登録等の期間（以下「登録期間」という。）は、登録の日から6年間とする。

（指定事業者の登録等の申請）

第7条 前条第1項の規定により指定事業者として登録を受けようとする事業者は、提供するサービスの種類ごとに、石巻市地域生活支援サービス指定事業者登録（更新）申請書（様式第1号）、地域生活支援サービス提供事業所の登録（更新）に係る記載事項（様式第1号の2）及び地域生活支援サービスの主たる対象者を特定する理由等（様式第1号の3）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 登録事業所の平面図
- (2) 登録事業所の設備の概要書
- (3) 運営規程
- (4) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要書
- (5) 当該申請事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (6) 法定サービス提供事業者として指定されていることを証する書類の写し
- (7) 当該申請事業に係る資産の状況調書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 登録期間の満了後も引き続き指定事業者として登録を受けようとする事業者は、石巻市地域生活支援サービス指定事業者登録（更新）申請書、地域生活支援サービス提供事業所の登録（更新）に係る記載事項及び地域生活支援サービスの主たる対象者を特定する理由等に、前項各号に掲げる書類を添えて、登録期間が満了する日の14日前（この項において「更新申請期限日」という。）までに市長に申請しなければならない。ただし、更新申請期限日が石巻市の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その直前の平日（休日以外の日をいう。）までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項各号の書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 第2項の規定により指定事業者の登録の更新の申請があった場合において、登録期間満了の日までに次条第1項又は第2項の通知を行わなかったときは、当該通知がされる日まで、当該指定事業者の登録期間が延長されたものとみなす。

（登録又は却下の通知）

第8条 市長は、前4条の規定に基づき、第6条の登録等をしたときは、当該登録等を受けた事業者に対して地域生活支援サービス提供事業者登録（更新）通知書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、前条第1項又は第2項の申請を行った事業者について、第6条の登録等をしていない決定をしたときは、当該申請事業者に対して地域生活支援サービス提供事業者登録（更新）申請却下通知書（様式第2号の2）により、その理由を付して通知しなければならない。

（変更の届出等）

第9条 指定事業者又は指定事業者が経営する事業所のうち第7条第1項各号の書類に記載された登録事業所は、同条第1項又は第2項の申請書の記載事項及び同条第1項第1号から第6号までの書類に記載された事項に変更があったときは、速やかに登録内容変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者又は登録事業所は、サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、廃止・休止・再開届出書（様式第4号）に第7条第1項第5号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（報告等）

第9条の2 市長は、地域生活支援事業給付費の支給に関して必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは登録事業所の従業者若しくは登録事業所の従業者であった者（以下この項において「指定事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、指定事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、指定事業者等に対し質問させ、若しくは登録事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（登録等の取消し）

第10条 市は、指定事業者又は登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の登録等を取り消すことができる。

（1） 指定事業者又は登録事業所が、第4条及び第5条に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

（2） 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。

（3） 前条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

（4） 前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（登録事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

（5） 登録事業所が、不正な手段により第6条に規定する登録を受けたとき。

（6） 指定事業者又は登録事業所が、第6条第2項に規定する法定サービス提供事業者として指定されていないことが判明したとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、指定事業者、登録事業所又はその従業者が市の指示に従わないとき。

（公告）

第11条 市長は、第6条の規定による登録を行ったとき、指定事業者又は登録事業所の名称、所在地、代表者等の変更の届出がなされたとき又は第10条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日告示第111号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日告示第280号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日告示第110号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年2月24日告示第45号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第105号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

(事業者指定の登録期間に関する経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに指定事業者として登録された日(以下「登録日」という。)から6年を経過した指定事業者の登録期間は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成29年12月31日までとする。

3 施行日から平成30年12月31日までの間に登録日から6年を経過する指定事業者の登録期間は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成30年12月31日までとする。

4 施行日の前日までに指定事業者として登録され、平成31年1月1日以降に登録日から6年を経過する指定事業者の登録期間は、当該登録日から起算して6年を経過する日の前日までとする。

(法定サービス提供事業者指定の期限に関する経過措置)

5 第6条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業者が、法定サービス提供事業者として指定される期限(以下「法定サービス事業者指定期限」という。)は、当該各号に定める日までとする。

(1) 附則第2項の指定事業者 平成29年12月31日

(2) 附則第3項の指定事業者 平成30年12月31日

(3) 附則第4項の指定事業者 平成31年12月31日

(4) 施行日から平成29年12月31日までに指定事業者として登録された事業者 登録日から1年を経過する日まで

(登録等の取消しに関する特例)

6 第10条第6号の規定にかかわらず、法定サービス事業者指定期限までは、同号の規定を理由として登録等の取消しをしない。